

議第172号

滋賀県小児慢性特定疾病審査会条例案

上記の議案を提出する。

平成26年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県小児慢性特定疾病審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の4第1項の規定に基づく滋賀県小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員10人以内で組織する。

(合議体)

第3条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する3人をもって構成する合議体で、児童福祉法第19条の3第4項の規定による審査を取り扱う。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部において処理する。

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。